

第 7 回

熊本県議会

教育警察常任委員会会議記録

平成30年3月12日

開 会 中

場所 第 1 委 員 会 室

第7回 熊本県議会 教育警察常任委員会会議記録

平成30年3月12日(月曜日)

午前9時58分開議

午後0時30分閉会

本日の会議に付した事件

議案第45号 平成30年度熊本県一般会計予算

議案第49号 平成30年度熊本県立高等学校実習資金特別会計予算

議案第53号 平成30年度熊本県育英資金等貸与特別会計予算

議案第97号 熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第98号 熊本県いじめ防止対策審議会条例の一部を改正する条例の制定について

議案第99号 熊本県迷惑行為等防止条例の一部を改正する条例の制定について

議案第100号 熊本県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例の制定について

議案第101号 財産の無償譲渡について

議案第109号 権利の放棄について

閉会中の継続審査事件(所管事務調査)について

報告事項

① 熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について

② 東部支援学校(仮称)整備事業の進捗状況について

平成29年度教育警察常任委員会における取り組みの成果について

出席委員(8人)

委員長 浦田 祐三子

副委員長 高木 健次

委員 山本 秀久

委員 氷室 雄一郎

委員 吉永 和世

委員 小早川 宗弘

委員 磯田 毅

委員 吉田 孝平

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

教育委員会

教育長 宮尾 千加子

教育理事 山本 國雄

教育総務局長 青木 政俊

教育指導局長 越猪 浩樹

教育政策課長 江藤 公俊

学校人事課長 手島 和生

社会教育課長 坂本 富明

文化課長 岡村 郷司

施設課長 猿渡 伸之

高校教育課長 牛田 卓也

義務教育課長 高本省 吾

特別支援教育課長 藤田 泰資

人権同和教育課長 徳永 憲治

体育保健課長 西村 浩二

警察本部

本部長 村田 達哉

警務部長 森川 武

生活安全部長 松岡 範俊

刑事部長 吉長 立志

交通部長 奥田 隆久

警備部長 石原 裕洋

首席監察官 杉村 武治

参事官兼警務課長 熊川 誠吾

参事官兼会計課長 木 村 浩 憲
理事官兼総務課長 開 田 哲 生
参事官兼生活安全企画課長 吉 田 至
参事官兼刑事企画課長 國 津 剛
参事官兼交通企画課長 船 江 英 二
参事官兼警備第一課長 中 村 勇 一
生活環境課長 川 辺 信 一
交通規制課長 瀬 河 清 信

事務局職員出席者

議事課主幹 楨 原 俊 郎
政務調査課主幹 福 田 孔 明

午前9時58分開議

○浦田祐三子委員長 おはようございます。
ただいまから、第7回教育警察常任委員会
を開会いたします。

本日の委員会に4名の傍聴の申し出があり
ましたので、これを認めることにいたしまし
た。

それでは、本委員会に付託された議案等を
議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案等について、警察本部、教育委
員会の順に説明を求めた後、一括して質疑を
受けたいと思います。

なお、執行部からの説明は、着座のまま、
簡潔にお願いします。

初めに、警察本部長から総括説明を行い、
続いて担当課長から順次説明をお願いしま
す。

初めに、村田警察本部長。

○村田警察本部長 おはようございます。

着座のまま御説明させていただきたいと思
います。

議案の説明に先立ちまして、一言御礼を申
上げます。

浦田委員長を初め委員の皆様方には、この
1年間、警察行政の各般にわたり、深い御理
解と温かい御支援をいただき、まことにあり

がとうございました。

また、今月5日には、47年ぶりの新署とな
ります熊本北合志警察署を御視察いただき、
ありがとうございました。重ねて御礼申し上
げます。

それでは、今回県警察から提案させていた
だいております3件の議案等について、その
概要を御説明いたします。

まず、平成30年度当初予算でございます。

第45号議案、平成30年度熊本県一般会計予
算におきまして、383億2,000万円余をお願い
しております。

主な事業について御説明いたします。

まず、危機管理対策事業といたしまして、
熊本地震の教訓を生かし、大規模災害や重大
事件等発生時の対処能力の高度化、充実化を
図るため、警察本部内にあります総合指揮室
の改修を行うものであります。

次に、警察署の整備のうち、阿蘇警察署に
つきましては、地域防災の拠点化に向けて、
移転建てかえ工事を行い、平成32年度中の完
成を目指すものであります。

また、上天草警察署につきましては、耐震
安全性の向上、庁舎の老朽・狭隘化の解消を
図るため、建てかえに向けた用地調査等に着
手するものであります。

このほか、ヘリコプターテレビシステム整
備事業など2件につきまして、債務負担行為
の設定をお願いしております。

続きまして、条例等議案でございます。

第99号議案、熊本県迷惑行為等防止条例の
一部を改正する条例でございますが、これ
は、県民の平穏な生活を保持することを目的
として、卑わいな行為及びつきまとい行為等
の内容を見直すとともに、盗撮行為に係る罰
則を強化するため、関係規定を整備するもの
であります。

次に、第100号議案、熊本県風俗営業等の
規制及び業務の適正化等に関する法律施行条
例の一部を改正する条例でございますが、こ

これは、都市計画法が一部改正されたことから、関係規定を整備するものであります。

このほか、その他の報告事項として、総務常任委員会で御審議いただいておりますが、熊本県手数料条例の一部を改正する条例についての御報告でございます。

これは、地方公共団体の手数料の標準に関する政令及び道路交通法施行令の一部改正等に伴い、風俗営業や運転免許関係等の手数料の規定を整備するものであります。

詳細につきましては、この後担当者から説明させますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○木村会計課長 予算関係議案につきまして、お手元の警察本部の説明資料で御説明いたします。

第45号議案、平成30年度熊本県一般会計予算についてでございます。

まず、7ページをおめくりいただき、末尾の合計欄をごらんください。

本年度の欄に記載しておりますとおり、警察費の合計は383億2,014万3,000円となり、前年度と比較しますと、7億9,380万3,000円の減額、率にして2%の減となっております。

これは、熊本北合志警察署及び氷川機動センター整備事業の完了に伴い、20億5,000万円ほど減少することが大きく影響したものであります。厳しい財政状況の中、安全で安心して暮らせる熊本の実現に必要な警察予算は計上させていただいております。

それでは、1ページにお戻りいただきまして、当初予算の内容につきまして御説明いたします。

まず、上段の公安委員会費でございます。1,224万6,000円を計上しております。

これは右の説明欄のとおり、公安委員の報酬と委員や職員の旅費などの運営費でございます。

次に、下段の警察本部費でございます。312億217万9,000円を計上しておりますが、これは、職員の給与や業務管理など、職員の設置に必要な経費でございます。

説明欄の主な項目について御説明させていただきます。

まず、1の職員給与費で270億5,982万1,000円のうち(1)は、警察職員の給与費でございます。平成30年1月1日時点で在籍している職員の給与をもとに、職員給与費を算定しております。(2)は、機動隊員の警備出動に係る時間外勤務手当でございます。

2の退職手当22億6,597万3,000円は、定年、勸奨、自己都合などによる退職見込み人数142人分の退職手当でございます。

3の警察一般管理費で14億8,488万円をお願いしております。

(1)の職員採用業務費ですが、現在の学生は、スマートフォンによる情報収集が主流であることから、ソーシャル・ネットワーク・サービス等で活用する警察活動のPR動画の作成や、就活前の大学生を初め、より低年齢層から警察活動に興味や憧れを持ってもらうための警察官との交流や業務体験などのイベント開催に要する経費でございます。

次の(2)から(6)については、職員の赴任旅費や警察官制服の整備、非常勤職員の雇用、警察音楽隊などの各種広報活動等に要する経費でございます。

2ページをお願いします。

(7)から(9)については、消耗品費や庁舎光熱水費、行政文書の管理、印刷費など、警察署の運営管理に要する経費、(10)は、職員の健康診断や公務災害補償、警察官の職務に協力した者に対する遺族年金等の給付など、職員の福利厚生関係に要する経費、(11)は、警察情報や個人情報の保護など、セキュリティーの確保に要する経費や警察WANシステム、遺失物管理システムなど、情報ネットワークの運営に要する経費でございます。

新規事業の警察職員情報総合管理システムの設計委託につきましては、現行システムの再構築に当たり、勤務実績管理の処理機能向上や電子申請機能の導入によるペーパーレス化など、業務の合理化、効率化を進めることとしており、平成32年度中の運用開始を目指してまいります。

4の児童手当は、職員の中学生以下の子に対する児童手当の支給に要する経費でございます。

次に、下段の装備費でございます。5億6,543万円を計上しておりますが、これは、装備資機材の整備や車両、船舶、ヘリコプター等の維持管理に要する経費でございます。

1、警察装備品維持管理費の(1)は、警察用車両及び装備資機材の維持管理などに要する経費でございます。(2)は、天草警察署に配備しております警察用船舶の維持管理等に要する経費、(3)は、警察用航空機の維持管理等に要する経費でございます。

警察用航空機、ヘリコプターにつきましては、平成30年12月に国費による更新配備が予定されており、新たな機体の操縦訓練や点検整備用資機材の整備費もお願いしております。

また、最後に御説明しますが、新たな機体に搭載するヘリコプターテレビシステムの整備に係る債務負担行為の設定も、あわせてお願いしております。

3ページをお願いします。

警察施設費でございます。11億8,420万8,000円を計上しておりますが、これは警察施設の整備や維持管理に必要な経費でございます。

1の警察施設維持費7億5,142万5,000円は、警察本部庁舎や警察署、運転免許センターなど、警察施設の改善、設備等の保守点検に要する経費や県庁舎設備更新計画に基づく中央監視等自動制御装置の更新工事費等でございます。

2の警察施設整備費で4億3,278万3,000円をお願いしております。

(1)は、阿蘇警察署の庁舎移転建設工事等に要する経費でございます。平成30年度から32年度の3カ年で庁舎建設工事を行い、平成32年夏の運用開始を目指してまいります。

また、最後に御説明しますが、平成31年度から平成32年度までの建設工事費等に係る債務負担行為の設定も、あわせてお願いしております。

次に、(2)は、新規事業、上天草警察署整備事業でございます。上天草警察署は、県下警察署で最も築年数が経過した庁舎で、耐震強度も不足しており、また、敷地狭小で、来庁者用駐車場も不足している状況にあります。そこで、現在の用地を拡張した上、耐震安全性の向上と老朽・狭隘化の解消等を図るため、庁舎の建てかえ、整備をお願いするものでございます。平成30年度は、用地拡張に係る移転補償調査などに要する経費をお願いしており、平成33年度から平成34年度の2カ年で庁舎建設工事を行う予定でございます。

(3)は、警察施設の整備に要する経費をお願いしております。熊本中央警察署薬園町交番や玉名警察署寺田駐在所の移転新築整備、天草警察署倉岳駐在所の移転のための用地購入などを行うこととしております。(4)の新規事業、大規模災害時の防災対策施設整備事業は、大規模災害時における警察活動の拠点としての機能を果たすため、警察施設の耐災性の強化を図るもので、平成30年度は、熊本南警察署庁舎用の非常用発電設備の改修工事を行うこととしております。(5)は、運転免許センターの給水設備の改修工事に要する経費、(6)は、職員用宿舍の民間からの借り上げに要する経費、(7)は、旧駐在所用地などの未利用地の売却促進、有効活用等に要する経費でございます。

4ページをお願いします。

上段の運転免許費でございます。9億

9,619万3,000円を計上しておりますが、これは運転免許業務に必要な経費でございます。

1の自動車運転免許費として9億3,835万4,000円をお願いしております。

(1)は、認知症等の疑いのある方の早期発見、高齢者やその御家族等に対する専門相談などを行うため、引き続き運転免許センターに看護師等3人を配置するための経費でございます。(2)は、運転免許証の作成に係る消耗品費や更新窓口等の受け付け事務委託など、運転免許センターの管理運営に要する経費でございます。(3)は、運転免許管理システムの維持管理に必要な経費でございます。(4)では、道路交通法の規定に基づく更新時講習や高齢者講習など、各種講習の業務委託に要する経費をお願いしております。

2の自動車運転免許試験費として5,783万9,000円をお願いしております。これは、運転免許試験車両の購入や維持管理など、運転免許試験に要する経費と取り消し処分者講習を実施するための運営経費でございます。

次に、下段の恩給及び退職年金費でございます。4,548万3,000円を計上しておりますが、これは、昭和37年11月30日以前に退職した警察職員とその遺族に対し、恩給法に基づき支給する恩給と扶助料でございます。

5ページをお願いします。

警察活動費でございます。43億1,440万4,000円を計上しておりますが、これは県警察各部門の活動諸費や交通安全施設の整備に必要な経費でございます。

1の一般警察運営費として6億2,401万3,000円をお願いしております。

(1)の犯罪被害者支援活動の推進は、性暴力被害者のためのワンストップ支援センター、ゆあさいどくまもとの運営に要する経費などをお願いしております。犯罪被害者の経済的負担を軽減するため、医療機関での処置費用の公費負担制度を新たに盛り込んでおります。(2)は、被留置者の食糧費など、留置

施設の運用に要する諸経費でございます。

(3)は、柔道、剣道等の術科訓練経費など、職員の能力向上に要する経費、(4)は、犯罪捜査や交通指導取り締まりなど、警察活動に必要な旅費、電話料、備品整備費など、警察活動基盤に要する基本的経費でございます。

次に、2の総合治安対策費として5億8,359万1,000円をお願いしております。

(1)の被災地防犯アドバイザー事業は、被災地におけるさまざまなトラブルや犯罪を未然に防止するため、警察官OBを活用し、被災者からの相談受理や被災自治体等への助言活動等を行うものでございます。被災地域の安全で安心して暮らせる社会の早期実現を目指してまいります。(2)は、高齢者の交通事故や振り込め詐欺などの県民生活を脅かす犯罪を未然に防止するため、警察官OBの非常勤職員と民間業者合計24人体制による、通称ひまわり隊を結成して、個別訪問や声かけなどの街頭指導、地域の集会での防犯講話などを行うもので、平成30年度で3年目を迎える事業でございます。(3)の新規事業、警察本部総合指揮室改修事業につきましては、平成28年熊本地震対応時の教訓を生かし、大規模災害や重大事件等の発生時に、対策本部各班が円滑に機能するよう、複数の現場映像の同時表示を可能とするモニターの大型化など、事案対処能力の高度化、充実化を図るものでございます。(4)は、平成31年の国際スポーツ大会の開催などを控え、テロ、災害等への備えに重点を置いた装備資機材の整備に要する経費でございます。(5)は、災害、事件、事故等、各種治安事象に迅速、的確に対応するための統合地理情報システムの構築に要する経費でございます。平成29年度実施の詳細設計を踏まえ、平成30年度にシステムの開発委託を行い、平成31年度の本格導入を目指してまいります。(6)は、振り込め詐欺等の根絶に向けた取り組みを強化するための被害防止活動に要する経費や検挙活動の強化に要す

る経費でございます。(7)は、危険ドラッグや覚醒剤等の薬物対策に要する経費でございます。

6ページをお願いします。

3の生活安全警察運営費として1億131万7,000円をお願いしております。

(1)は、ストーカー行為やDVの被害を防止するための経費で、ストーカー行為等をした者を更生させるための精神医学的・心理学的なカウンセリングや被害者等の保護対策に要する経費をお願いしております。(2)は、サイバー犯罪の被害防止や検挙に向けた諸対策を推進するための経費で、警察署に配備した解析用パソコンを専用回線で接続し、サイバー犯罪捜査を高度化するための経費などをお願いしております。(3)は、少年の非行防止と保護対策を総合的に推進するための経費で、少年の問題行動等への対応や巡回指導活動等を行うため、豊富な経験を有する警察官OBをスクールサポーターとして任用するための経費などがございます。(4)は、ボランティア団体等の活動を支援するための経費や地域住民の要望や困り事に対処するため、警察官OBを警察安全相談員として任用する経費などがございます。(5)は、産業廃棄物の不法投棄など、環境犯罪の根絶に要する経費、(6)は、風俗営業や警備業など、生活安全警察に係る許認可事務の業務委託に要する経費でございます。

次に、4の地域警察運営費として3億4,332万3,000円をお願いしております。

(1)は、駐在所の運営に協力していただく駐在所員の配偶者等に対する報償費や交番、駐在所機能を充実強化するための交番相談員の任用などに要する経費、(2)は、110番センターの運用管理に要する経費でございます。

次に、5の刑事警察運営費として3億7,110万8,000円をお願いしております。

(1)は、取り調べや犯罪捜査の適正化対策等に要する経費でございます。これは、刑事

訴訟法の改正に伴い、裁判員裁判の対象事件を取り調べる場合には、全過程の録音、録画が義務づけられることになったことから、警察署の取調室に録音・録画装置を整備するものなどがございます。(2)の県民生活を脅かす犯罪の取り締まりは、各種捜査支援システムの維持管理費や重要凶悪事件など各種捜査活動に要する経費、暴力団の壊滅に向けた検挙活動等に要する経費でございます。

7ページをお願いします。

(3)は、来日外国人による犯罪対策や海外語学研修など、通訳・翻訳体制の充実に要する経費でございます。(4)は、指紋、写真など、犯罪鑑識に必要な資機材、システムの整備や警察犬の運用に要する経費、(5)は、科学捜査研究所において使用する鑑定用資機材の維持管理など、科学捜査の高度化に要する経費でございます。

次に、6の交通警察運営費として9億9,155万2,000円をお願いしております。

(1)の交通の安全と円滑の確保は、交通安全教育、交通指導取り締まり、交通事故捜査、違法駐車対策などに要する経費や信号機の電気料や制御回線借上げ料など、円滑な交通規制の運用に要する経費でございます。

(2)は、自動車保有関係ワンストップサービスシステムの導入及びその運用に要する経費でございます。これは、自動車ユーザーが行う手続の簡素化や負担軽減を図るため、警察への車庫証明の申請、運輸支局への検査登録の申請、県税事務所への自動車諸税の納付をオンラインで一括して行うことができるシステムで、平成30年7月の運用開始を予定しております。(3)は、道路交通法の規定に基づく安全運転管理者等講習など、交通警察に係る許認可事務の業務委託などに要する経費でございます。

7の交通安全施設費で12億9,950万円をお願いしております。

安全で円滑な交通環境を確立するため、道

路の新設や通学路対策などに必要な信号機の新設、更新、改良、交通管制センターの高度化、更新時期を迎えた信号制御機や信号柱の更新などの整備を進めることとしています。

ここまでの警察費歳出予算に係る説明でございます。

次に、8ページをお願いします。

債務負担行為の設定でございます。

まず、上段は、警察用航空機の更新配備に伴うヘリコプターテレビシステムの整備費として3億1,242万3,000円の設定をお願いしております。

今回、これまでは映し出すことが難しかった夜間など、暗所の映像の撮影が可能な超高感度カメラを搭載し、機能向上を図ることとしております。

次に、下段は、阿蘇警察署庁舎の移転整備に伴う庁舎建設工事等に要する経費につきまして、平成31年度から32年度の分として、17億972万3,000円の設定をお願いしております。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○川辺生活環境課長 議案第99号、熊本県迷惑行為等防止条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

常任委員会説明資料の9ページからをごらんいただきたいと思います。

今回の主な改正点は、第3条の卑わいな行為の禁止と第6条の反復したつきまとい等の禁止の改正であり、具体的には、盗撮行為の規制強化とつきまとい等の種類の整備が大きな柱となっております。

盗撮行為に対する規制の強化について説明をいたします。

資料は、10ページからでございます。

これは、4点の改正を行います。

1点目は、盗撮行為の類型の見直しで、写真機等を向ける行為及び設置する行為を明記

して規制するものであります。

現行条例で規制している盗撮では、盗撮のために写真機を向けても、撮影していなかったり、映っていなければ盗撮では問擬できませんので、解釈上、4号に規定しております卑わいな言動という包括的規定に含まれる行為として取り締まりをしているところであります。

しかし、近年、第4号の卑わいな行為で検挙した事件のうち、これら盗撮関係が大半を占めている現状にあり、規制行為の明確化を図り、抑止力を高めるために、解釈上で規制するのではなく、写真機を向ける行為や設置する行為を盗撮行為の類型として明示し、規制するものであります。

なお、同様の規制は、既に26都道府県で施行されているところであります。

2点目は、盗撮の規制場所の拡大で、事務所等特定かつ多数の者が利用するような場所での盗撮を新規に規制するものです。

現行条例第3条第1項で、盗撮が規制されている場所は、公共の場所または公共の乗り物に限定されており、事務所、教室、貸し切りバス等の特定かつ多数の者が利用するような場所や乗り物での行為は規制の対象となっておりません。

盗撮は、一度撮影されれば、2次被害の危険性が極めて高い悪質な行為であり、県内においても、現行条例では規制できない場所での盗撮行為が実際に発生しているところであります。

したがいまして、善良な県民生活を保持するために、盗撮を規制する場所に、新たに事務所等の特定かつ多数の者が利用するような場所または乗り物を加え、規制するものであります。

同様の規制は、既に17道府県で施行されているところです。

3点目は、衣服の全部または一部をつけていない状態にいる人の姿態の撮影等の規制場

所の拡大です。

現行条例では、公衆浴場、公衆便所等において盗撮等をした場合に限り規制するものであり、公衆性がない一般住居の浴室や便所、職場や学校の更衣室等での盗撮は対象外となっております。

同じ行為でありながら、場所によって規制できないのは極めて不合理であるため、場所的要件から公衆利用性を削除し、場所の列举に住居を加え、適用範囲を拡大するものであります。

なお、同様の規制は、既に13道府県で施行されているところであります。

4点目は、罰則の強化です。

盗撮行為は、インターネットでの拡散等、2次被害のおそれが極めて高い悪質な行為であることから、罰則強化をもって同犯罪の抑止を図り、善良な県民生活を保持する必要があります。したがって、盗撮した者の罰則に限り引き上げるものであります。

なお、同様の盗撮関連行為に対する罰則強化は、既に9都府県で施行されているところであります。

次に、つきまとい等の類型の整備について御説明いたします。

資料11ページの(2)からでございます。

これは、昨年1月3日に改正ストーカー規制法が施行されたことに伴い、改正するものであります。

ストーカー規制法は、恋愛の感情またはそれが満たされないことに対する怨恨の感情を充足する目的で行われるつきまとい等を規制しておりますが、条例は、ストーカー規制法では規制されない恨みとかねたみ等、悪意の感情を充足する目的で行われるつきまとい等を規制するものであり、行為の類型は双方向同じとなっております。

今回、改正ストーカー規制法で、禁止行為として、第1号に住居等付近をみだりにうろつく行為が追加され、第5号の電子メールを

送信することを電子メールの送信等をすることに改め、その意義を第2項で、被害者に対するSNSメッセージの送信、被害者が開設するブログ等への書き込み行為と明記され、第8号に性的羞恥心を害する文書や動画等の電磁的記録が記録された媒体の送付、電磁的記録の送信が明記されたことから、条例も同様に改正するものであります。

なお、同様の改正は、改正ストーカー規制法の施行以降、全国で作業中であり、既に7道県で改正済みであります。

このほか、語句の調整を、常用漢字表に従い改めます。

本条例の施行日につきましては、先行している改正県の例を踏まえ、公布から3カ月間を周知期間とし、本年7月1日としたいと考えております。

以上の改正をお願いするものであります。御審議のほどよろしく申し上げます。

続きまして、議案第100号の熊本県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

資料の15ページからでございます。

今回の改正は、条例で風俗営業等の営業制限地域として引用しております都市計画法の一部が改正され、田園住居地域が新設されたことから、営業制限地域に田園住居地域を追加する改正をお願いするものであります。

この田園住居地域とは、農業の利便の増進を図りつつ、これと調和した低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するために定める地域と定義され、建築可能な建物は、低層住居専用地域に建築可能な建物と農業用施設などとなっております。

したがって、良好な風俗環境を保全するため、新たに設置された田園住居地域を風俗営業等の営業制限地域として追加する必要が生じたことが改正の背景となるわけであり

条例上の規制概要につきまして説明をします。

資料16ページの3からでございます。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第4条第2項第2号において、風俗営業の許可ができない場所として、営業所が良好な風俗環境を保全するため、特にその設置を制限する必要があるものとして、政令に定める基準に従い、都道府県の条例で定める地域内であると規定してあります。

この政令で定める基準でございますが、住居が多数集合し、住居以外の用途に供される土地が少ない地域と定められております。

これを受けまして、条例第3条第1号におきまして、条例で定める地域を具体的に示すものとして、都市計画法上の住居系用途地域を引用し、風俗営業に係る営業所の設置を制限しているところであります。

したがって、都市計画法の改正により新たに住居系用途地域に田園住居地域が新設されたことに伴い、良好な風俗環境を保全するために、条例第3条第1号で営業制限地域にしている住居地域等に田園住居地域を追加するものであります。

この追加により、田園住居地域に指定されますと、条例第3条第1号により、キャバレー、パチンコ等の風俗営業に係る営業所の新たな設置許可が制限されます。

また、第12条により、バー等の深夜における酒類提供飲食店営業につきましては、夜間における営業が禁止されます。

また、第6条または第11条におきまして、住居地域等以外の地域よりも騒音の規制が厳しく課されるというようなことが適用されることとなります。

最後に、条例の施行日でございますが、改正都市計画法の施行日が本年4月1日と定められておりますので、これに合わせて施行したいと考えているところでございます。

以上の改正をお願いするものであります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○浦田祐三子委員長 それでは、続いて教育委員会から説明をお願いします。

初めに、宮尾教育長。

○宮尾教育長 お世話になります。教育委員会でございます。

議案の説明に先立ちまして、一言お礼を申し上げます。

浦田委員長を初め委員の皆様方におかれましては、この1年間、教育行政全般にわたり、御指導、御助言いただきまして、本当にありがとうございました。

また、今ちょうど卒業式のシーズンでございますが、各県立学校における卒業式には、委員の皆様方も御来賓として御臨席をいただきまして、重ねてお礼を申し上げます。

本年度は、地震の被害が大きかった県立学校では、第二高校及び熊本高校も含めまして、全ての高校で体育館での卒業式を行うことができました。今後とも、地震からの復旧、復興にしっかりと取り組んでまいります。

それでは、今回御提案申し上げております教育委員会関係の議案の概要につきまして御説明いたします。

まず、平成30年度当初予算につきまして、第45号議案、平成30年度熊本県一般会計予算、第49号議案、平成30年度熊本県立高等学校実習資金特別会計予算、第53号議案、平成30年度熊本県育英資金等貸与特別会計予算におきまして、総額1,310億円余をお願いしております。

以下、予算の主な内容につきまして御説明いたします。

まず、熊本を支える産業人材育成事業につきましては、生徒、保護者の県内企業訪問や専門分野でのインターンシップの実施など、専門高校生の地元定着を促進するための取り

組みを行います。

次に、ネットいじめ等早期対応推進事業につきましては、県立高校及び県立中学校におけるインターネットを活用したいじめ通報窓口アプリを導入いたします。

次に、教職員の働き方改革につきましては、県立学校におけるタイムカード等勤務時間の把握のための機器導入等を行うとともに、公立中学校での部活動指導員の配置に対する助成等を行います。

次に、災害時学校支援チーム派遣事業につきましては、県内外で大規模な災害が発生した場合に、防災の専門的知識を有する人材を学校支援チームとして派遣いたします。

次に、大学等進学のための応援奨学金につきましては、低所得者世帯から大学等へ進学する生徒に対する入学金等相当額の給付型奨学金を給付いたします。

次に、債務負担行為の設定でございます。

熊本工業高校実習棟改築工事など3件につきまして、債務負担行為を設定するものでございます。

続きまして、条例等議案ですが、議案第97号につきましては、熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部改正に係るものでございます。

次に、議案第98号につきましては、熊本県いじめ防止対策審議会条例の一部改正に係るものでございます。

また、議案第101号につきましては、県立南関高等学校跡地の南関町への無償譲渡に係るものでございます。

また、議案第109号につきましては、熊本県育英資金貸与金債権の放棄に係るものでございます。

以上が今議会に提案申し上げております議案等の概要です。詳細につきましては、各課長がそれぞれ御説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○江藤教育政策課長 教育政策課でございます。

説明資料の2ページをお願いいたします。

1段目の教育委員会費でございますが、1,062万7,000円を計上しております。右側の説明欄をごらん願います。

1の委員報酬でございますが、これは5名の教育委員への報酬でございます。

2の委員会運営費の(1)運営費でございますが、これは教育委員の活動等に要する経費でございます。

次に、2段目の事務局費でございますが、4億6,775万7,000円を計上しております。右側の説明欄をごらん願います。

1の事務局運営費等の(2)熊本県教育情報化推進事業でございますが、これは県立学校のパソコン等の教育用情報設備のリース及びネットワークの保守管理等に要する経費でございます。(4)の県立学校校務情報化推進事業でございますが、これは県立学校で教職員が使用する校務処理用パソコン等のリースに要する経費でございます。(5)の災害時学校支援チーム派遣事業でございますが、これは新規事業で、県内外の大規模災害発生時に、被災地の学校運営を支援する教職員チームの派遣等に要する経費でございます。

次に、最下段の教職員人事費でございますが、2億1,841万3,000円を計上しております。右側の説明欄をお願いします。

1の(1)教職員住宅建設償還金及び財産処分費でございますが、これは教職員住宅の建設償還金及び廃止住宅の処分に要する経費でございます。

3ページをお願いします。

説明欄3の教職員福利厚生事業費の(1)教職員福利厚生事業でございますが、これは教職員の健康増進事業を行う公立学校共済組合熊本県支部に対する助成に要する経費でございます。

次に、下段の教育センター費でございます

が、1億9,429万1,000円を計上しております。右側の説明欄をごらん願います。

1の(1)管理運営費でございますが、これは教育センターの維持管理及び運営に要する経費でございます。

3の研修事業費の(3)及び(4)の初任者研修でございますが、これは県立学校及び小中学校の新規採用教員に対する研修費及び研修代替教員の人件費でございます。

4の(1)教育センター施設整備事業でございますが、これは教育センターの本館トイレ改修などの施設整備に要する経費でございます。

4ページをお願いいたします。

恩給及び退職年金費でございますが、1億911万6,000円を計上しております。右側の説明欄をごらん願います。

1の(1)恩給及び退職年金費でございますが、これは共済制度が発足する前の昭和37年11月30日以前に退職した教育職員や遺族に対する恩給及び扶助料として支給するものでございます。

以上、総額10億20万4,000円を計上しております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○手島学校人事課長 学校人事課でございます。

各事業の説明に先立ちまして、今回計上しております教職員の給与費につきまして、各課に共通する事項でございますので、一括して学校人事課の例で御説明させていただきます。

説明資料5ページをお願いいたします。

1段目の事務局費の右側説明欄をごらんください。

1、職員給与費につきましては、職員の給与について、平成30年1月1日現在の職員に係る給与費から、定年等の退職者分を除き、新規採用者や再任用者等の見込み額を加えた

ものでございます。

以下、学校人事課の教職員給与費及び社会教育課、文化課、施設課、体育保健課の職員給与費につきましても、同様でございますので、当課及び各課からの詳細な説明は省略させていただきます。

それでは、学校人事課の各事業について御説明いたします。

1段目の事務局費ですが、16億4,031万6,000円を計上しております。右側の説明欄をごらんください。

1、職員給与費及び3、退職手当は、事務局職員に係る給与費等でございますが、2、事務局運営費等の(1)派遣職員関係経費(学校分)でございます。——は、平成28年熊本地震に伴います他県からの派遣教職員の受け入れに係る旅費及び宿舍借り上げに要する経費でございます。

次に、2段目の教職員人事費ですが、130億7,947万2,000円を計上しております。右側の説明欄をごらんください。

主なものとして、1、退職手当や2、児童手当に要する経費でございます。

6ページをお願いします。

(6)就学支援金交付等事業でございますが、これは公立高等学校の高校生に係る就学支援金の支給及び授業料の徴収に要する経費であり、(9)教職員勤務実態把握等支援事業でございますが、これは新規事業で、教職員の勤務実態を把握するために要する経費でございます。

2段目の教職員費ですが、小学校分として379億1,210万8,000円、最下段の教職員費ですが、中学校分として225億1,682万2,000円を計上しております。小学校、中学校いずれも教職員の給与費及び旅費でございます。

7ページをお願いいたします。

1段目の教育振興費ですが、県立中学校3校の運営費として2,658万6,000円を計上しております。

次に、2段目の高等学校総務費ですが、高等学校教職員の給与費及び学校運営費として250億9,341万2,000円を計上しております。

3段目の全日制高等学校管理費ですが、14億4,141万6,000円、4段目の定時制高等学校管理費ですが、2,472万円、最下段の通信教育費ですが、536万7,000円を計上しております。いずれも高等学校の運営費及び教職員の旅費でございます。

8ページをお願いします。

特別支援学校費ですが、特別支援学校教職員の給与費、学校運営費及び就学奨励費として97億9,124万3,000円を計上しております。

以上、総額1,115億3,146万2,000円を計上しております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○坂本社会教育課長 社会教育課でございます。

説明資料の9ページをお願いします。

社会教育総務費ですが、8億1,116万3,000円を計上しております。右側の説明欄をごらんください。

2の地域・家庭教育力活性化推進事業費のうち、(1)「親の学び」推進事業ですが、これは学習プログラムの普及啓発等に要する経費でございます。(2)子どもの読書活動推進支援事業ですが、これは子供の夢を育むための読書活動の支援に要する経費でございます。

次に、4の社会教育諸費のうち、(3)地域人権教育指導員設置費補助ですが、これは地域における人権教育の推進のため、地域人権教育指導員を設置する市町村に対する助成に要する経費でございます。(4)県生涯学習推進センター運営事業ですが、これは県生涯学習推進センターの指定管理者への管理委託等に要する経費等でございます。

10ページをお願いします。

(5)青少年教育施設管理運営費ですが、こ

れは、天草青年の家など、県立青少年の家4施設の指定管理者への管理委託等に要する経費及び保全計画に基づく工事に要する経費でございます。(7)地域学校協働活動推進事業ですが、これは、地域学校協働活動推進員を配置し、地域学校協働本部の設置や放課後子供教室、地域未来塾、家庭教育支援等に取り組む市町村に対する助成に要する経費でございます。

次に、下段の図書館費ですが、3億6,678万6,000円を計上しております。右側の説明欄をごらんください。

2の(1)管理運営費ですが、これは、県立図書館の施設、設備の維持、補修や図書の購入等、県立図書館の管理運営に要する経費でございます。

3の事業費のうち、(2)くまもと文学・歴史館の運営及び充実ですが、これは、熊本ゆかりの文学や歴史に関する資料の展示会の企画、広報及び実施、関連講座の開催など、くまもと文学・歴史館の運営に要する経費でございます。

以上、総額11億7,794万9,000円を計上しております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○岡村文化課長 文化課でございます。

説明資料の11ページをお願いします。

文化費ですが、9億3,838万円を計上しております。右側の説明欄をごらんください。

2の文化振興費の(2)美術館分館管理運営費ですが、これは県立美術館分館の指定管理委託及び施設の保全工事に要する経費でございます。(4)被災文化財復旧情報発信事業は、新規事業で、平成28年熊本地震により被災した文化財の復旧に向けた取り組みの情報発信に要する経費でございます。

3の文化財調査費の(2)埋蔵文化財発掘調査(受託)ですが、これは国道57号北側復旧ルートなどの国などの建設事業に伴う発掘調査

の受託に要する経費でございます。

4の文化財保存管理費のうち――次の12ページをお願いいたします。(5)装飾古墳館関係経費ですが、これは装飾古墳館の管理運営等に要する経費でございます。(6)古墳館保全計画は、新規事業で、装飾古墳館の施設の保全工事に要する経費でございます。(7)鞠智城関係経費ですが、これは鞠智城跡の管理運営や特別史跡指定などに向けた取り組み等に要する経費でございます。

5の平成28年熊本地震被災文化財等復旧復興基金積立金ですが、これは平成30年度に見込まれる寄附金の基金への積み立てでございます。

次に、下段の美術館費でございますが、2億8,072万5,000円を計上しております。右側の説明欄をごらんください。

2の(1)管理運営費ですが、これは美術館本館の管理運営に要する経費でございます。

13ページをお願いします。

4の(1)展覧会事業費ですが、これは美術館主催及び共催の展覧会の開催に要する経費でございます。

5の美術館施設整備費の(1)県立美術館本館改修整備事業ですが、これは美術館本館の老朽化した施設、設備の改修整備に要する経費で、平成30年度は、平成31年度工事に係る設計委託を行うものでございます。

6の永青文庫推進事業費の(1)細川コレクション永青文庫推進事業ですが、これは永青文庫所蔵美術品の常設展示及び展示する美術品等の調査研究に要する経費でございます。

次に、下段の教育施設災害復旧費でございますが、7億2,149万9,000円を計上しております。右側の説明欄をごらんください。

1の教育施設災害復旧費の(1)美術館本館災害復旧費ですが、これは平成28年熊本地震により被災した美術館本館の復旧に要する経費で、所蔵する美術品や企画された美術品などの修復委託を行うものでございます。

2の社会教育施設災害復旧費の(1)文化財災害復旧事業ですが、これは平成28年熊本地震により被災した国・県指定文化財等の復旧に要する経費でございます。国・県指定登録文化財に対する従前からの補助と民間所有者の負担軽減のために、平成28年度に創設した基金を財源とする補助を実施するために必要な経費を計上しております。

以上、総額19億4,060万4,000円を計上しております。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○猿渡施設課長 施設課でございます。

平成30年度当初予算説明資料の14ページをお願いいたします。

事務局費として437万5,000円の計上でございます。右側の説明欄をごらんください。

1の(1)公立文教施設整備事業指導事務費、これは市町村立学校施設の整備に係る市町村に対する指導監督費に要する経費でございます。全額が国庫交付金でございます。

次に、3段目の全日制高等学校管理費ですが、2億2,151万円を計上しております。

説明欄の1、県立学校施設維持費の(1)高等学校施設維持管理費ですが、これは施設修繕費や法定検査料等といった全県立高等学校の維持管理に要する経費でございます。

次に、4段目の教育振興費です。15億5,440万9,000円を計上しております。

説明欄の1、産業教育設備費の(1)実習船熊本丸代船建造事業ですが、これは天草拓心高校の実習船「熊本丸」の代船建造に要する経費でございます。

次に、5段目の学校建設費、25億7,974万4,000円を計上しております。

説明欄の1、県立高等学校施設整備費の(1)校舎新・増改築事業(単県)ですが、これは熊本工業高校の第1期実習棟改築工事に要する経費でございます。(2)県立高等学校施設整備事業ですが、これは県立高等学校の施

設改修に要する経費でございます。これは現時点で34校69件分の整備を計画しているところでございます。

飛びまして、(4)長寿命化プラン策定事業ですが、これは新規事業で、県として定める必要があります公共施設の総合管理計画の一環としまして、今後の県立学校施設の維持管理に必要なトータルコストの縮減、予算の平準化、これらを図るための計画であります長寿命化プランの策定に要する経費でございます。後ほど債務負担行為のところでも申し上げますけれども、平成31年度までの2カ年の計画でございます。

次に、最下段の特別支援学校費ですが、3億7,400万8,000円を計上しております。

説明欄の1、施設整備費の(1)施設維持管理費ですが、これは先ほど高校の施設維持費でも申し上げましたとおり、同等の修繕費、法定検査料などの維持管理に要する経費でございます。(2)特別支援学校施設整備事業ですが、これは特別支援学校の施設の改修に要する経費でございます。こちら、現時点で計画としまして6校7件分を計画しております。

続きまして、15ページをお願いいたします。

教育施設災害復旧費に16億5,751万円を計上しております。

説明欄の1、(2)県立学校施設災害復旧事業ですが、主なものとして、熊本地震で被災しました熊本高校管理棟特別教室棟ほか改修工事及び第二高校管理棟ほか改築工事と、この2つの学校の仮設校舎のリース料及び松橋高校校長宿舍復旧工事に要する経費などでございます。

以上、総額63億9,176万円を計上しております。

あわせまして、予算に関係します債務負担行為についても、ちょっとページが飛びますが、御説明させていただきます。

説明資料の30ページ上段をお願いいたします。

熊本工業高校実習棟改築工事を、先ほど30年度で御説明しましたが、この債務負担行為の設定でございます。

これは熊本工業高校の実習棟改築に係る工事費で、工期を15カ月ほど確保する必要があります。そのため、31年度として16億1,676万8,000円を計上させていただいております。

次に、2段目、県立学校施設長寿命化プラン策定業務でございますが、こちらも計画策定の期間を18カ月程度確保する必要があります。そのため、31年度として983万円、こちらを計上しております。

あわせて御説明させていただきました。施設課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○牛田高校教育課長 高校教育課でございます。

説明資料の16ページをお願いいたします。

事務局費ですが、7,568万4,000円を計上しております。右側の説明欄をごらんください。

1の事務局運営費等の(2)新設高等学校等教育環境整備事業ですが、これは高等学校再編統合に伴う諸経費や閉校等に要する経費でございます。

次に、下段の教育指導費ですが、6億481万4,000円を計上しております。右側の説明欄をごらんください。

1の指導行政事務費の(1)通学支援事業ですが、これは高等学校再編・統合に伴う通学支援等に要する経費でございます。

2の学校教育指導費の(2)産業教育充実事業ですが、これは一部新規事業でございます。産業教育の充実、発展を目指す研究や研修に要する経費でございます。(3)高校生キャリアサポート事業ですが、これは高校生の

就職のための求人開拓や就職相談を行うキャリアサポーター等の配置に要する経費でございます。(4)熊本県州立モンタナ大学高校生派遣事業ですが、これは高校生の州立モンタナ大学での英語研修受講等に要する経費でございます。

17ページをお願いいたします。

(5) スーパーグローバルハイスクール(SGH)推進事業ですが、これはグローバル人材の育成を図る国の委託事業を活用した先進的教育課程の開発や実践等に要する経費でございます。

3、児童生徒の健全育成費の(1)県立学校いじめ・不登校等対策事業ですが、これは県立学校へのスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置等に要する経費でございます。(4)ネットいじめ等早期対応推進事業ですが、これは新規事業で、県立高校及び県立中学校における通報窓口アプリの導入に要する経費でございます。

次に、下段の教育振興費ですが、これは中学校費に係る教育振興費で173万4,000円を計上しております。右側の説明欄をごらんください。

1の(1)県立中学校入学者選抜ですが、これは県立中学校の入学者選抜に要する経費でございます。

18ページをお願いいたします。

上段の高等学校総務費ですが、1,214万6,000円を計上しております。右側の説明欄をごらんください。

1の高等学校入学学力検査費の(1)高等学校入学者選抜学力検査ですが、これは県立高等学校の入学者選抜に要する経費でございます。

次に、下段の教育振興費ですが、これは高等学校費に係る教育振興費で、9億277万1,000円を計上しております。右側の説明欄をごらんください。

3の定時制通信制修学奨励事業費の(1)定

時制通信制修学奨励費ですが、これは高等学校定時制及び通信制課程の生徒への修学奨励金の貸与に要する経費でございます。

5の高等学校等進学奨励費の(1)奨学のための給付金事業ですが、これは経済的理由により就学困難な公立高等学校の高校生に対する給付金の支給に要する経費でございます。(2)大学等進学のための応援奨学金ですが、これは新規事業で、低所得世帯から大学等へ進学する生徒に対する入学金等相当額の奨学金の給付に要する経費でございます。

19ページをお願いいたします。

1段目の学校建設費ですが、4億7,304万2,000円を計上しております。右側の説明欄をごらんください。

1の県立高等学校施設整備費の(1)県立高等学校再編・統合施設整備事業ですが、これは高等学校再編・統合に係る施設整備に要する経費でございます。

次に、2段目の保健体育総務費ですが、683万2,000円を計上しております。右側の説明欄をごらんください。

1の学校保健給食振興費の(1)定時制高等学校夜食費ですが、これは県立高等学校定時制課程の生徒への夜食提供に要する経費でございます。

次に、3段目の県立高等学校実習資金特別会計繰出金ですが、1,737万8,000円を計上しております。右側の説明欄をごらんください。

1の(1)県立高等学校実習資金特会繰出金ですが、これは一般会計から県立高等学校実習資金特別会計の水産高等学校費へ繰り出すものでございます。

次に、最下段の育英資金等貸与特別会計繰出金ですが、4,814万8,000円を計上しております。右側の説明欄をごらんください。

1の(1)育英資金等貸与特会繰出金ですが、これは一般会計から熊本県育英資金等貸与特別会計への育英資金貸付金(被災特例枠)

へ繰り出すものでございます。

続きまして、説明資料の20ページをお願いいたします。

特別会計について御説明いたします。

まず、熊本県立高等学校実習資金特別会計でございます。

上段の農業高等学校費ですが、2億5,106万3,000円を計上しております。右側の説明欄をごらんください。

1の農業高等学校実習費の(1)農業高等学校費ですが、これは農業関係高等学校11校の実習運営に要する経費でございます。

次に、下段の水産高等学校費でございますが、3,988万4,000円を計上しております。右側の説明欄をごらんください。

1の水産高等学校実習費の(1)水産高等学校費ですが、これは水産高等学校における実習船及び実習運営に要する経費でございます。

続きまして、説明資料の21ページをお願いいたします。

熊本県育英資金等貸与特別会計でございます。

育英資金等貸付金ですが、12億4,790万8,000円を計上しております。右側の説明欄をごらんください。

1の貸付金の(1)育英資金貸付金(大学貸与・修学貸与・緊急貸与)ですが、これは高校生等に対する奨学金の貸与に要する経費でございます。

以上、一般会計、特別会計合わせまして、総額36億8,140万4,000円を計上しております。御審議のほどよろしく願いいたします。

○高本義務教育課長 義務教育課でございます。

説明資料の22ページをお願いします。

教育指導費ですが、3億9,951万円を計上しております。右側の説明欄をごらんくださ

い。

2の学校教育指導費の(4)道徳教育総合支援事業ですが、これは道徳教育用郷土資料「熊本の心」の活用を推進するための教材作成及び研修等に要する経費でございます。

(5)日本一の環境教育「水俣に学ぶ肥後っ子」推進事業ですが、これは小学5年生の水俣市訪問学習を実施する市町村への助成でございます。(6)英語教育改革推進事業ですが、これは一部新規事業で、小中学校における英語教育の充実に要する経費でございます。(7)熊本地震被災児童生徒就学支援事業ですが、これは平成28年熊本地震により被災した児童生徒に就学支援を実施する市町村への助成でございます。

3の教員研修費の(2)指導改善研修事業ですが、これは指導が不適切な教諭等に対する研修に要する経費でございます。

23ページをお願いします。

4の児童生徒の健全育成費の(1)外部専門家による学校支援充実事業ですが、これはいじめ、不登校の積極的予防と解消を図るためのスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置、派遣に要する経費でございます。(3)小・中学校スクールカウンセラー等派遣事業ですが、これは平成28年熊本地震により被災した児童生徒の心のケア等を行うスクールカウンセラー等の配置、派遣に要する経費でございます。

以上、総額3億9,951万円を計上しております。御審議のほどよろしく願いいたします。

○藤田特別支援教育課長 特別支援教育課でございます。

説明資料の24ページをお願いします。

上段の事務局費でございますが、573万1,000円を計上しております。右側説明欄をお願いします。

1の事務局運営費等の(1)東部支援学校準

備事業ですが、これは新規事業で、仮称ですが、東部支援学校の平成31年4月開校に向けた各種準備に要する経費でございます。

次に、下段の教育指導費ですが、1億971万5,000円を計上しております。右側の説明欄をごらんください。

1の指導行政事務費の(1)特別支援学校通学支援事業ですが、これは平成28年熊本地震により通学困難となった特別支援学校の生徒のための通学支援に要する経費でございます。

2の学校教育指導費の(1)特別支援学校キャリアサポート事業ですが、これは特別支援学校生徒に対する就職支援等に要する経費でございます。(3)特別支援教育充実事業ですが、これは特別支援教育の充実、推進に要する経費でございます。(4)ほほえみスクールライフ支援事業ですが、これは特別支援学校児童生徒に対する医療的ケアに要する経費でございます。(6)発達障がい等支援事業ですが、これは発達障害等のある児童生徒への支援に要する経費でございます。

25ページをお願いします。

特別支援学校費ですが、40億3,874万3,000円を計上しております。右側の説明欄をごらんください。

1の施設整備費の(1)特別支援教育環境整備事業ですが、これは特別支援学校施設の整備に要する経費でございます。具体的には、(仮称)東部支援学校の校舎新築等に要する経費、(仮称)県南高等支援学校の設計及び解体等に要する経費及び新たに整備する(仮称)鹿本支援学校の基本構想策定に要する経費でございます。

なお、東部支援学校整備の進捗状況につきましては、後ほどその他報告の中で御説明申し上げます。

3の学校運営費の(1)県立特別支援学校管理運営費ですが、これは特別支援学校高等部分教室及び熊本かがやきの森支援学校の運営

に要する経費でございます。

以上、総額41億5,418万9,000円を計上しております。御審議のほどよろしく願いいたします。

○徳永人権同和教育課長 人権同和教育課でございます。

説明資料の26ページをお願いします。

まず、上段の教育指導費ですが、607万1,000円を計上しております。右側の説明欄をごらんください。

1の学校教育指導費の(2)各種人権教育研修事業等、教職員の指導力の向上を図るために要する経費でございます。

次に、中段の教育振興費ですが、1,937万1,000円を計上しております。右側の説明欄をごらんください。

1の(1)高等学校等進学奨励事業ですが、これは地域改善対策奨学資金の返還に伴う国庫補助相当分の国への償還金及び未収金回収のための非常勤職員の任用等に要する経費でございます。

次に、下段の社会教育総務費ですが、1,366万8,000円を計上しております。右側の説明欄をごらんください。

1の人権教育振興費の(1)熊本県子ども人権フェスティバル事業ですが、これは同事業の運営に要する経費でございます。(2)人権教育促進事業等ですが、これは人権教育関係団体への事業費補助、地域人権教育指導員研修等に要する経費でございます。

以上、総額3,911万円を計上しております。御審議のほどよろしく願いいたします。

○西村体育保健課長 体育保健課でございます。

説明資料の27ページをお願いします。

上段の保健体育総務費ですが、4億9,025万6,000円を計上しております。右側の説明欄をごらんください。

2の学校保健給食振興費の(1)県立学校における健康診断ですが、これは県立学校児童生徒及び教職員の健康診断に要する経費でございます。(2)日本スポーツ振興センター事業ですが、これは学校管理下で児童生徒に災害が発生した場合の災害共済給付に要する経費でございます。

下段の体育振興費ですが、3億2,577万円を計上しております。説明欄をごらんください。

1の学校体育振興費の(1)児童生徒のスポーツ環境整備事業ですが、これは小学校の運動部活動の社会体育への移行等を推進する市町村に対する助成等でございます。(2)平成31年度全国高等学校総合体育大会開催準備経費ですが、これは平成31年度に本県で開催されます全国高等学校総合体育大会の準備に要する経費でございます。(3)部活動指導員配置事業ですが、これは新規事業で、公立中学校における部活動指導員の配置に要する経費でございます。

2、社会体育振興費の(1)2020東京オリンピック選手育成事業ですが、これは2020年の東京オリンピックに出場可能性のある県内選手の遠征などの育成強化に対する助成でございます。

28ページをお願いします。

(2)から(5)につきましては、国民体育大会と九州地区国民体育大会に要する経費と競技力向上への取り組みに対する経費でございます。

次に、下段の体育施設費ですが、8億9,755万4,000円を計上しております。右側の説明欄をごらんください。

1、県営体育施設管理費の(1)から(5)につきましては、藤崎台県営野球場を初め県営体育施設6施設の指定管理者への管理委託等に要する経費でございます。

2の(1)県営体育施設整備事業ですが、これは県営体育施設の計画的な改修等に要する

経費でございます。(2)武道関連施設調査検討事業ですが、これは武道関連施設のあり方についての調査検討に要する経費でございます。

29ページをお願いします。

教育施設災害復旧費ですが、5億859万5,000円を計上しております。右側の説明欄をごらんください。

1、社会教育施設災害復旧費の(1)県営体育施設災害復旧事業ですが、これは平成28年熊本地震により被災した県営体育施設の災害復旧に要する経費でございます。

以上、総額22億2,217万5,000円を計上しております。

あわせて、債務負担行為の設定につきまして御説明いたします。

説明資料の30ページ下段のほうをお願いいたします。

県立総合体育館整備事業に係る債務負担行為の設定でございます。

これは、県立総合体育館整備に係る工事費のうち、受変電設備を更新するもので、入札手続及び工期を合計13カ月程度確保する必要がありますために、7,371万1,000円を計上しております。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○手島学校人事課長 学校人事課でございます。

説明資料の32ページをお願いいたします。

第97号議案としまして、熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案しております。概要につきましては、33ページをごらんください。

改正の趣旨は、教職員の処遇改善のため、県立中学校の教員に適用する給料表及び教員特殊業務手当の額の見直しを行うものでございます。

まず、県立中学校の教員に適用する給料表

の見直しについては、平成29年10月の人事委員会報告を踏まえ、県立中学校に勤務する教員の適用給料表を、教育職給料表3から教育職給料表2とするよう見直すことに伴い、関係規定を整備するものでございます。

次に、教員特殊業務手当の額の見直しについて御説明します。

国において、教員特殊業務手当に係る義務教育費国庫負担金の最高限度額の算定方法が見直されたことに伴い、本県でも、これに対応して、国基準の引き上げ幅に準拠し、手当額を約20%引き上げることとしております。

施行日については、平成30年4月1日としております。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○牛田高校教育課長 高校教育課でございます。

説明資料の34ページをお願いいたします。

第98号議案として、熊本県いじめ防止対策審議会条例の一部を改正する条例の制定について提案しております。

これは、昨年7月に、県いじめ調査委員会から知事に答申が行われ、この中で、いじめによる重大事態の調査主体が学校に限定されている点について検討するよう提言があったことを受けて改正するものでございます。

概要につきましては、資料の36ページをお願いいたします。

1の条例改正の趣旨についてですが、本県の県立学校で重大事態が発生した場合の調査を、熊本県いじめ防止対策審議会が行えるようにするため、関係規定を整備するものでございます。

2の主な改正内容についてですが、所掌事務にいじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する重大事態に関する事項を追加し、審議会に臨時委員を置くことができることとするものでございます。

また、重大事態に関する内容を調査、審議するため、委員の議事参加に関する事項を追加し、参加した委員及び臨時委員には、秘密保持義務を課し、罰則についても規定しております。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○猿渡施設課長 施設課でございます。

説明資料の38ページをお願いいたします。

第101号議案としまして、財産の無償譲渡について提案しております。

概要につきましては、39ページにもございますので、御参照いただきたいと思います。

本件は、平成29年3月に閉校いたしました南関高等学校の跡地につきまして、南関町から、旧校舎など建物の一部を改修し、役場の新庁舎とするほか、グラウンド等を防災広場等として活用したいとの強い要望があったものです。

地方自治体が跡地全体を公用または公共用として有効活用するものであり、地域の活性化にもつながると認められるため、県として無償譲渡するものでございます。

なお、県財産条例に基づきまして、昨年12月に開催されました県財産審議会におきまして、当該譲渡に対し、適当と認めるとの答申がっております。

以上でございます。

○牛田高校教育課長 高校教育課でございます。

説明資料の40ページをお願いいたします。

第109号議案として、権利の放棄について提案しております。

これは、育英資金貸与金債権のうち、貸与の相手方と連帯保証人の破産及び死亡等により、今後回収の見込みがない2件について、地方自治法第96条の規定による権利の放棄の議決をお願いするものでございます。

概要につきましては、41ページをごらんください。

放棄する権利は、2件の合計で、未償還元金84万6,000円、延滞利息23万9,750円でございます。

この2件については、本件は、貸与の相手方と連帯保証人のそれぞれに、電話、文書による催告、訪問催告により貸与金の回収努力を行ってまいりましたが、破産法による免責許可の決定が確定したことや、死亡し、相続人が不存在かつ相続財産がないことから、今後貸与金の回収の見込みがないと判断し、権利の放棄の議決をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○浦田祐三子委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、議案等について質疑を受けたいと思います。

なお、質疑を受けた課は、課名を言って、座ったまま説明をしてください。

まず先に警察本部に係る質疑を受け、その後、教育委員会に係る質疑に入りたいというふうに思います。

それでは、警察本部に係る質疑はございませんか。

○山本秀久委員 警察にお尋ねします。

前にわたしは1回言ったことがあった、県費じゃ買えませんって、ヘリコプターの話をやっとしたことがあったですね、前に。あれは国費じゃないと買えないんだとかということがあったようだったけど、今度どうなった。新しくなるんですか、ヘリコプター。

○松岡生活安全部長 現在のヘリコプターが、耐用年数がもうすぐ来ます。それで、30年度に新規のヘリが入ることになっております。ですから、来年度、新しいヘリが熊本に

も配備をされることになっております。

○山本秀久委員 入るようになった。

○松岡生活安全部長 はい。ありがとうございます。

○山本秀久委員 夜間の照明も入ると。

○松岡生活安全部長 今回の新規のヘリの導入、これに加えまして、この新規のヘリに搭載するためのヘリテレですね、これが赤外線装置のついた、夜間でも撮影できるカメラを搭載させていただくことで、当初予算に計上させていただいております。

○山本秀久委員 30年にできるわけですね。

○松岡生活安全部長 はい。

○山本秀久委員 それなら、安心しました。

○松岡生活安全部長 ありがとうございます。

○山本秀久委員 私は、それがちょっと気になっと思ったからね、装備が。これから先は警察というのは、本当に装備が必要なんですよ。いかにして敏速に国民の安全を図り、そしてテロ行為なんかもいろいろあつとるから、よかったです。古い古いと言ってたから、新機にかえるということを知って安心をいたしました。

○氷室雄一郎委員 4ページですけども、これは免許センターを視察に行ったときに、認知症対策事業等のこの予算の出どころの問題があったと思うんですけども、これは、今他県に先駆けてやっておられる対策を、この前説明を受けた、そのまま継続をするため

の予算ということなんですか、どうなんです。このお金の出どころのお話をちょっとさされたと思うんですが、4ページですね。

○木村会計課長 委員が御指摘をされているところは、運転適性相談員の。

○氷室雄一郎委員 そうですね。

○木村会計課長 これは、引き続き事業を継続してやるということで、559万7,000円ほど経費を今回要求させていただくというところでございます。

○氷室雄一郎委員 なら、もう県で持つということですかね。

○木村会計課長 そうでございます。

○氷室雄一郎委員 これまでは出どころが違ってたんですか、どうなんです。お金の出どころは。

○木村会計課長 この適性相談員の件に関しましては、28年度までは国から基金がありまして、それでやっておりましたけれども、今年度、29年度からはそれがなくなりましたので、県費で対応しているというところがございます。

○氷室雄一郎委員 じゃあ、継続してやるということですかね。

○木村会計課長 はい。

○氷室雄一郎委員 もう1点よかですかね。

あと5ページの総合治安対策費、被災地の防犯アドバイザーの件で前も質問をして、本部長も前向きのお話をされた。これは、前年度もあったと思うんですけれども、充実され

る部分なんですか、どうなんです。この辺ちょっと御説明をいただきたいと思います。

○松岡生活安全部長 被災地防犯アドバイザーにつきましては、来年度も要求させていただいたところでございますが、前年度、28年度よりも2名をプラスして29年度はやらせていただきました。今回も、6人体制で30年度もやらせていただければということで、予算要求をさせていただいております。

○氷室雄一郎委員 じゃあ、もう1点、済みません。

この前質問でも取り上げたんですけれども、6ページのスクールサポーターの増員は可能だったのか、予算の——これだけではわからぬのですけれども。6ページの少年非行防止活動の推進ということで、どうなっている、前と同じなんですか。

○松岡生活安全部長 1名を今回は増員させていただいたところでございます。ありがとうございました。

○氷室雄一郎委員 ようございました。私のほうはそれだけでございます。結構です。

○吉田孝平委員 7ページの交通安全施設費で、信号機の新設と更新、改良とありますけれども、地元からよく信号機の新設の要望が結構多いんですが、その場所に設置するのは適正か適正じゃないかというのがありますけれども、この中の予算で、信号機の新設の予算というのはどれぐらいあるんですかね。

○木村会計課長 信号機の新設を30年度に予定しておりますのは、20カ所でございます。

○吉田孝平委員 20カ所で、予算的にはどれぐらい。

○奥田交通部長 新設予算、9,883万円でございます。

○吉田孝平委員 地元から結構信号機の新設が多いんですけども、なかなか予算が厳しいという話は聞いておまして、多分各警察署から上がってくるとお思いますけれども、どれくらいお願いがあって、まあ20カ所しかできてないということなんですけれども、実際はどれくらい要望が上がっているというか。

○奥田交通部長 信号機の新設要望の上申につきましては、100カ所以上でございます。そのうちの新設は、年によって違いますが、10数基ということでございます。

○吉田孝平委員 わかりました。ありがとうございます。

○浦田祐三子委員長 ほかに質疑はございませんか。

○磯田毅委員 高齢者の認知症検査というのが義務づけられて、非常に厳しくなったわけなんですけれども、県内の昨年の医者による免許取り上げですか、免許証のあれはどれくらい件数あったでしょうか。これから先、どういう見通しなのか、ちょっと。

○奥田交通部長 平成29年3月からの法施行で、途中になりますけれども、29年の診断書提出命令による免許取り消しは12名でございます。

○磯田毅委員 それと、見通しは。

○奥田交通部長 見通しにつきましては、免許更新時の第1分類、認知症のおそれのあるとされる方が600名ほどございまして、この

数字は高齢化率の上昇とともに上がっていくものとは想定しておりますので、免許取り消しに係る件数も上がっていくのではないかと。

○磯田毅委員 自主返納の数も飛躍的に高まっていますけれども、そういった、実際返納した自主返納者の数の推移というのはいかがでしょうか。ここ2～3年で結構です。

○奥田交通部長 さかのぼって申し上げます。29年、4,812名、28年、3,659名、27年、2,903名というような数量でございます。

○磯田毅委員 わかりました。

○吉永和世委員 小さいことかもしれませんが、警備の資機材が、テロとかそういったものに対しての備えといいたいでしょうか、そういった資機材の状況、配備状況というのは十分なされているものなのか。それと、今後、段階的にふやしていかなくちゃならない状況なのか、そういうところをちょっと教えていただければと思います。

○石原警備部長 災害のまず資機材とテロ関係の資機材というような2つのお尋ねだと思うんですけども、熊本地震の関係で、昨年度の予算でもかなり整備したい装備品というのを認めていただきまして、かなり充実したものになってきております。今回も、また追加で整備したいところを設けさせていただいているところでございますけれども、かなりのが以前に比べると充実してきているというのはございます。

それはテロ関係の対策の資機材についても同様でございます。かなり我々も努力している部分もありますけれども、知事部局、財政当局についてもかなり頑張らせていただいているところでございます。

以上です。

○吉永和世委員 不足しているという課はないですか。何か全体的にもうそういった状況だということで認識してよろしいんですかね。

○浦田祐三子委員長 どうですか。

○吉永和世委員 全体的に、そういった装備に関しては、大体充実してきているというふうに思っていますか。

○石原警備部長 上を見れば切りがないというところは確かにございますけれども、やはり消防が持っている資機材もございますし、今回も、先生方にも訓練を見ていただいたと思うんですけれども、どちらかが持っていればいいというものもございますので、その部分を十分、持っている技能とそれに見合った資機材が備わっていれば、現場においては、それが合わされば物すごい大きいものがありますので、その辺はちょっと考えながら、消防と、どういった資機材の保有の状況を見ながら整備はしていっていると思うんですが、何もかも同じようにということは必要はないのかなとは考えておりますので、現時点では十分なものなのかなと思っています。

○山本秀久委員 関連で、さっき信号機の問題が出ましたね。これは相当多いと思いますよ。そういうときに、何か鏡があるでしょう、反鏡、道路の、何と言うんですか、あれは。

○浦田祐三子委員長 カーブミラー。

○山本秀久委員 鏡、何て言うかわしはわからぬけど……（「カーブミラー」と呼ぶ者あり）カーブミラーか、そういうのがあるけ

ど、一応警察にはほとんどそういうのが地域的に多いと思うんですよ。さっき聞いたけど、値段も高いしね。

そういうときに、一応地域の交通整理する人たちとよく警察と総合した知恵を出し合えば、その機械も、信号機もそうつけなくても済むような状態も生まれるんじゃないかと私は思うんですよ。少し知恵を出させて、地域の交通整理の人たちも一生懸命やっていますので、地域と警察とよく相談して、こういうところはちょっと何時間とか何時間、大体交通の量もわかるから、そういうときにちょっと交通整理に出てくれぬかとかやっていけば、割かし信号機の問題も解決するんじゃないかと思う点があるわけですよ。そういう知恵も出されたらどうですか。関連で言っただけのことから、返答は要りません。そういうことと私は思ったんですよ。

○浦田祐三子委員長 要望でよろしいですか。

○山本秀久委員 返事は要らぬ。

○浦田祐三子委員長 ほかに質疑はございませんか。

○吉永和世委員 来日外国人犯罪対策費、これで海外語学研修ですか、これは来年ラグビーワールドカップとか女子ハンドボールとかあって、外国からの訪日というのも結構ふえると思うんですが、そういったことも対象としてやっていらっしゃる部分もあるのかなと思うんですけれども、どういった方を対象に、中心にこの研修をやっていらっしゃるのかなと思って、ちょっと教えていただければ。

○吉長刑事部長 海外の語学研修につきましては、台湾の高雄の大学に1年間語学研修に

行かせるわけですけれども、基本的に中国語ですね。中国語で部内の研修を受けて、そこそこのものを1年間集中的に派遣することによってスキルアップを図るということをやっておりますし、また、モンタナ大学において、語学研修で16日間、これも英会話等をやっておりますが、いずれにしても、将来的なことを考えて、若手で、国際センスがあって、語学が達者な人間を部内から拾い出して、本人の希望も踏まえて海外に送り出しているということでございます。

また、通訳の関係につきましては、部内の通訳要員とあわせて部外の通訳要員が大体35言語の199人、部内が15言語の117人、第一義的にはこの人たちに通訳をお願いするというところで、外国人犯罪等にも対応しているところでございます。

今後、熊本のラグビーワールドカップですとかハンドボール、あるいはMICE施設等ができますと、国外からも多数の外国人の方がお見えになるのかなということで、この通訳体制とあわせて、交番員も対応できるように、若干のマニュアルをつくって、来訪されたときに第一義的に対応できるような資料の配付もして、国際化に対応しているところでございます。

○吉永和世委員 わかりました。

さっき、携帯とか何かで対応できるソフトとか、柔軟に対応できるような何かですかね、外国人と対応すると緊張するので、対応できるようにしていただければと思います。

○森川警務部長 外国語力の向上の関係で、警務部からも補足をさせていただきたいと思っております。

御指摘のとおり、ラグビーワールドカップ等の関係で訪日外国人がさらに増加することが見込まれておりますので、計画的に外国人対応能力の向上と進化のために、ただいま刑

事部長から御説明ありました従来の通訳要員の計画的育成に加えまして、英会話教養資料及び教材の作成と配付、また、現場の警察官を対象としましたロールプレイング形式での英会話研修の実施などによりまして、英語能力のさらなる向上をただいま検討しております。

また、現場の警察官の外国人とのコミュニケーションを補助するために、地域警察部門に通訳要員21名を既に人事配置をしておりますほか、今後も、熊本県との連携や予算措置を講じながら、今御指摘ございました、コミュニケーションの支援ボードや翻訳アプリ等の資機材の充実も図っていきたいと考えております。

以上です。

○浦田祐三子委員長 ほかに。

○小早川宗弘委員 6ページ、警察費ということで、5番の刑事警察運営費の中で、刑事企画調査費の1番目、刑事訴訟法改正に伴う取り調べ録音・録画装置の整備というふうなことで予算計上されておりますけれども、非常に今までとちょっと違ってこういう録音、録画というふうな形になると、非常に取り調べも今までと違って、警察の皆さん方も意識をかなり変えていかんといかぬと、取り調べについても、一言一言被疑者とかそういった人たちとのやりとりが必要になると、能力をアップさせなければいけないと思っておりますけれども、そういったことについては、何かどういった取り組みをされていかれるのか。まあ、適正に個々の取り調べの可視化ですか、これが導入できていくのかどうかということについて、ちょっとその点をお話いただければと思います。

○吉長刑事部長 委員御指摘のとおり、取り調べの裁判員裁判対象事件に限っての話であ

りますけれども、全過程録音、録画が来年の6月までに実施予定になっております。その関係で、今回の当初予算におきましても、設置型、設置して録音、録画するやつ、あるいは取調室に持って行って可搬で録音とかするやつ、機器の整備をお願いしているところでありまして、今回、当初予算認めていただければ、十分に録音、録画の物的な施設は整います。

警察におきましては、これまでも刑事訴訟法が改正される前から取り調べの一部録音、録画の試行をしまいでございまして、29年12月までに約1,800回、1,800人程度、取調官が実際の録音、録画を経験しているところではありますけれども、これは全捜査員の約3割強でございまして、まだ7割程度は、実際、裁判員裁判対象事件を扱っていないこともありまして、経験ができていないということでございまして、実際の録音、録画をモニタリングという形でこれは録音、録画をするんですけれども、それは裁判員裁判の記録として出すのではなくて、裁判員対象事件以外でも同意が得られるやつについては調べをして、それを刑事課長等が見ながら指導してやるということなどを積み重ねながら、この31年6月の取り調べの録音、録画に完全に対応してまいりたいというふうに思っております。

実際問題、いろいろとやっぱり録音、録画がされますと、捜査員も構えますし、一言一言が全て録画されるわけでございますので、そこら辺の技術的な面もありますけれども、やはり取り調べの本質というのは、被疑者に真実を語らせることが一番求められるところでございまして、そういうふうなスキルとあわせて、取調官のハートのほうも並行して本番に備えてまいりたいというふうに考えております。

○小早川宗弘委員 まあ、録音、録画という

ふうなことで、非常に取り調べの中で刑事さんが萎縮されたり、先ほど言われたように、ある部分何か壁ができたということが懸念されますので、ぜひ、それは十分なやっぱりトレーニングとか技術力のアップ、能力のアップということをトレーニングしていただきたいというふうに思います。

以上です。

○浦田祐三子委員長 ほかに質疑は。

○高木健次副委員長 5ページの2番の総合治安対策費の中で、(2)のくまもとの「まち」と「ひと」を守る声掛け安心実現事業ですね。24人体制ということではちょっとお聞きしたと思うんですけども、30年目ということで、非常に長いスパンで行われている事業だと思うんですけども、この辺ちょっともう少し詳しく。24人体制といたら、熊本全域でしたら、非常に何か人数も少ないような感じ。我々も、こういう非常勤職員の方と直接、家において訪問されて、そういう説明を聞いたこともないというふうな感じですので、また、民間にも委託をしているということで、この辺の内訳をちょっとお聞かせいただけないか。

○奥田交通部長 お答えいたします。

この事業の開始年度が平成28年度でございまして、ことしで、28、29、3年目に。

○高木健次副委員長 3年目、30年じゃなくて。

○奥田交通部長 30年度で3年目ということでございます。

もう1つお尋ねの24名につきましては、非常勤職員が6人と、それから民間委託に係る人が18人です。

民間委託につきましては、現在は警備会社

が事業を落札いたしまして、それで従事をしております。

実績的には、交通上危険な高齢者などとして把握しております家庭、それから老人会みたいに集合されたときの機会、それから仮設住宅等に入られておられる高齢者などを中心に、29年の12月末で4万9,900戸の一般住宅と避難所仮設住宅は4万7,000戸の実績がございます。

交通事故被害に遭わないこと、それから振り込め詐欺などの被害に遭わないこと、そのほか防犯、悪質商法なども含めたそのような犯罪被害に遭わないことなどを中心に、お話し合いをしたり、教えたりというようなことをしております。よろしいでしょうか。

○高木健次副委員長 民間が6名、委託が18名ということですね……

○奥田交通部長 職員が……（「OBです」と呼ぶ者あり）

○高木健次副委員長 OBが6名。

○奥田交通部長 OBの非常勤職員が6名。

○松岡生活安全部長 これは生安部も関係をしておりまして、交通部と生安部のいわゆるコラボした施策であります。いわゆる、今、高齢ドライバーとかもしくは交通事故に遭いやすい高齢者の話と、今度は被害に遭いやすい高齢者、ここをいわゆる家庭訪問するとか、そういう事業でありまして、我々のほうでも、いわゆる振り込め詐欺等の捜査の過程で入手したリスト、これを還元しまして、その家庭等にも回る活動をしております。

先ほどの6名というのは、非常勤職員として、警察官OBです。今まで、交番相談員とか、そういうふうなところについておった人を引き抜いてきて6人、スペシャリストを6

人この中に入れてというふうな形でありまして。それと、あと10何名が民間からのお願い。

それと、これは、その非常勤の職員と民間の方だけがやるのではなくて、各警察署を回りますので、各警察署の交通であったり、生安であったりがサポートしながら、もしくは自治体のいわゆる区長さんとか、そういうふうな者と連携をしながらやっている事業でございます。

○高木健次副委員長 大体わかりましたけれども、これは非常に熊本全域でやっているわけですね。例えば、都市化しているところとかじゃなくして、限定しなくて、中山間地域とか、それは、やっぱり組織を利用して公民館でやったりとか団体集めてとか、そういう形でやっているということですね。

○松岡生活安全部長 はい。

○高木健次副委員長 わかりました。

○浦田祐三子委員長 ほかにございませんか。——なければ、これで警察本部に係る質疑を終了します。

引き続き、教育委員会に係る質疑はありませんか。

○山本秀久委員 教育長、モンタナですね、あれは、私はちょうど姉妹都市を結ぶときからモンタナの関係は見とったけれども、今、モンタナに日本から留学する。年間どのくらい留学しておりますか。

○宮尾教育長 済みません、ちょっと数字は課長に答えてもらってよろしいでしょうか。

○山本秀久委員 耳の遠かけん。

○宮尾教育長 済みません、ちょっと人数につきましては、高校教育課長からお答えさせていただきます。申しわけありません。

○山本秀久委員 どうぞどうぞ、いいですよ。

○牛田高校教育課長 モンタナへの本課で行っています派遣でございますけれども、モンタナ大学での研修ということで、高校生を今年度は20名を派遣いたしております。

次年度につきましては、これは県のチャレンジ応援の基金を使わせていただいておりますけれども、来年度は、4名ふやして24名をモンタナ大学での研修へ派遣する予定でございます。

○山本秀久委員 毎年、もう大分たっているからね、モンタナとの姉妹都市は。だから、その間の人数がわかれば。わかるかな、どのくらい留学しとったか、向こうとこっちの交流たい。交流の人数たいね。

○牛田高校教育課長 私どもで、いわゆる大学等への留学につきましては、直接派遣等でおるわけでもありませんし、いわゆる留学としましての数は把握できてないところでございます。

ただ、県の事業としまして、高校生は継続して派遣しておりますので、ちょっと今手元に正確な数字はございませんけれども、派遣としましては、ずっと、途中中断もいたしましたけれども、派遣を継続してふやしてきているところでございます。

○山本秀久委員 その問題が、今ちょっと通訳の問題とかいろいろ出てきよるけどね、相当留学した、モンタナだけでなく、今高校生クラスがほとんど留学しているんですよ、10日とか2週間とか。そういうのが英語

ができるんだ、今の。だから、そういう者をよく、今回、いろいろ国際的な問題が今度は、警察関係も大変だろうし、教育関係も大変だろうと思うけど、そういうのをよくピックアップしとけば、今度の国際的な試合とかいろんなのがあるけど、そういうのに役立つんじゃないかなと思うんです。そして、今度は、警察は警察でそういうことがもしあれば、治安の問題も含んで勉強させとけばいいんじゃないかなという感じが、そういう意味で申し上げたわけなんだ。

○牛田高校教育課長 先ほどの委員御指摘がありました、これは昭和57年から県の事業として高校生の派遣をしておりますけれども、28年度までの、いわゆる高校生の夏休み等の派遣で言いますと、約640名これまで派遣してきておりますので、今年度の分も合わせますと660名ということで、その中には、その後モンタナ大学に進学する生徒等も出ていますので、そういう意味では、子供たちがさまざまなことをモンタナで学んできているというふうに思っております。今後とも、しっかりと継続して充実していきたいと思えます。

以上でございます。

○山本秀久委員 モンタナとの姉妹都市を結んでから、もう40年近くになるかな。その間の交流というのが今になって大分役立ってくるんじゃないかと思ったから、そういう点を把握しといたほうがいいんじゃないかなと感じがしたものですから。

○宮尾教育長 今課長が申しあげましたように、非常にモンタナとの姉妹提携を初め、いろんな今の高校生あるいは大学生、グローバルな視点を持ってきております。来年度の国際スポーツ大会等に向けて、そういった今熊本に残っているそういう人たちを活用して、いろんな形で活躍してもらいたいというふう

に思っております。ありがとうございます。

○氷室雄一郎委員 時間がございませんけれども、教育長の説明の中で、主なものを3点述べられましたけれども、私は2点だけ、教育政策課だと思っておりますが、2ページですけれども、災害時学校支援チームの派遣事業というのをやるという、わずか予算が350万円ぐらいの予算ですけれども、ちょっとこの、チームですから、この内容をちょっと詳しく、簡単に説明してください。

○江藤教育政策課長 教育政策課でございます。

これは新規事業でございますが、3カ年で80名の教職員を養成しようというものの初年度でございます。

研修費が半分の172万5,000円、それから、その勉強をするためには、先進地であります兵庫県のほうに行って学んでいただこうと思っております。その旅費分が176万9,000円というものでございます。

○氷室雄一郎委員 一応3年をスパンで考えて、こういうのを新設をしたということですね。

○江藤教育政策課長 はい。設置するのは今年度設置いたしますが、養成しようという規模感、研修してストック、ストックと言うと失礼ですけれども、80人のチームを3年後にはつくりたいと。で、まず初年度は3年間で80人に至る前段として、計画的に研修して、養成していきたいというものでございます。

○氷室雄一郎委員 わかりました。

じゃあ、もう1点は、高校教育課、18ページですけれども、この教育振興費の中の大部分は、大学進学のための応援奨学金の部分だと思っておりますね。これは1億3,500万円ぐら

い組んであるんですけれども、この入学相当額の給付型ですけれども、この希望とその額みたいなものをちょっともう少し説明してくれぬですかね。これが教育振興費の中の大部分を占めているわけですから。

○牛田高校教育課長 御説明させていただきます。

今回のこの新たな制度につきましては、大学の入学金及び受験料等に係る実費分を想定しております、上限を1人当たり30万円以内ということで、その入学金、受験に係る実費を考えておるところでございます。

想定しています、今回予算を計上しております人数は450人程度ということで、現在、積算をしているところでございます。

以上でございます。

○氷室雄一郎委員 これは、この周知徹底も必要だと、これからだと思っておりますけれども、この人数枠、450人程度という、設定されたその根拠みたいなものは何かありますか。

○牛田高校教育課長 今回の積算の根拠につきましては、まず、対象を生活保護受給世帯または市町村民税、所得税の非課税世帯ということで考えております。

それにあわせて、評定平均を4.3以上ということで考えておまして、これに大学等のここ数年の進学状況、進学実績等を勘案しまして、450人という数を算出したところでございます。

以上でございます。

○氷室雄一郎委員 その基準が非常に高いわけですので、4.3というのはですね、かなり。これが、だからやってみないとちょっとわからぬのですけれども、できますれば、状況に応じてはこれは緩和していただければと

いうことを要望しておきます。

それだけで結構です。

○浦田祐三子委員長 ほかはございませんか。

○磯田毅委員 6ページの教職員勤務実態把握等支援事業についてですけれども、これはタイムカードを設置して勤務実態を調べることなんでしょうけれども、これは何年ぐらい調査して、どういうふうに生かすのかということと、たしか熊本市は先行してスタートしていると思えますけれども、熊本市のその状況はどうなっているのかが1つと、それともう一つは、過重労働じゃないんですけれども、そういう中で体を壊されて、県内の教職員の方が何名か、例えば半年以上とか1年とか休職されている方がおられるかと思えますけれども、その数はどれぐらいで、どのような推移があっているのかということをお聞きたいと。

○手島学校人事課長 今回、議会のほうに御相談しておりますこのタイムカードについてですが、全ての県立学校——それと特別支援学校も含めまして、にタイムカードを導入しまして、まずは出退勤の実態を把握しようとするものでございます。

何年続けるかということですが、さきの厚労省のほうからの通知等も踏まえまして、これからこういった形で客観的な把握をしていこうということですので、今後、これに基づくやり方または他県または他の市町村のやり方でもっと効率的なものがあれば、そういったものも研究させていただきながら、正確な把握に努めてまいりたいと思っております。

それと、2点目でございますが、熊本市の実態についてでございますが、熊本市のほうでは、ICカード等を使った出退勤の管理を

されているやに聞いております。ただ、これが県立学校あたりまで導入されているかどうか、申しわけございません、ちょっと把握しておりませんが、そういった客観的な方法を導入されているというところで聞いております。

それと、休職の関係でございますが、現在、平成29年12月末で休職をされていたりしゃる教職員につきましては、全体で66名、一般の疾患で17名、それとメンタルの関係で49名ということで報告を受けております。

以上でございます。

○磯田毅委員 全国の状況は、何かちょっと私が調べたときには、大体5,000名近くの教職員の方が休職されているという数からすると、40～50名かなと思ったんですが、意外と多い。この数の推移はどうなんですか。

○手島学校人事課長 平成28年度で91名、平成27年度で103名というような状況になっております。

それと、これにつきましては、内容はそれぞれでございまして、例えば、今回、今質問いただいたように、過労、多忙の部分でそうなっているのではないかというような御懸念もあろうかと思いますが、また違う部分でメンタル等不調になられた方、また、一般の疾患で不調になられた方もいらっしゃいますので、一概には多忙が原因というところではないかと思いますが、いかんせん、それぞれの先生方が不調になりますと、学校現場が非常に混乱いたします。子供たちへの影響も大きいということですので、きめ細やかな対応、また、ケアのほうも努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○吉田孝平委員 先日の一般質問で岩田先生から、切り返しのときですかね、妊娠すると

何か担任になれないという話があったんですけども、実際にそういったことがあっているのかなと。

○手島学校人事課長 現在、私どものほうに具体的なそういった話があるというところは、報告は受けておりません。

○吉田孝平委員 わかりました。

○吉永和世委員 14ページ、新規事業で、長寿命化プラン策定事業とありますけれども、土木関係で同じような言葉があつて、目指せ100年とか何かあるんですけども、そういった何十年延ばすとか、何かそういった具体的な計画があるということでしょうか。

○猿渡施設課長 施設課です。

まさに県の総合施設管理計画というのを財産経営課のほうでつくっておりますが、それに体系化された中で、やはり橋梁だとか道路だとか、そういったものもやはり長寿命化プランを持ってあります。同じように、学校施設に関しても、長寿命化を図るということでつくられるプランで、年数につきましては、財産経営課のほうも、庁舎等につきましては寿命を90年程度まで延ばすという目標を持ってありますので、それに準じて学校施設も90年を一つの目安としております。

ただ、プラン、具体的にどの施設をどこまで延ばすかというのは、これから、まさに今予算でお願いしているプラン策定の中で、さらに詳しく検討していくというようにしております。

○吉永和世委員 わかりました。

それともう1つ、せっかくなので1年に1回は聞いておきたいなと思うんですけども、スーパーグローバルハイスクール、済々黌と水俣高校があるんですが、現状における

成果について、前回聞いたこと以外に成果があれば、ぜひ教えていただければと思います。

○牛田高校教育課長 高校教育課でございます。

スーパーグローバルハイスクールにつきましては、今ありました2校で取り組みをさせていただいているところでございます。

済々黌につきましては、今回4年目ということで、それぞれ海外研修を予算の範囲内で工夫しながらされておりまして、その経験等も踏まえて、そこで学んだことを生かして、非常に難しい大学等へ進学して研究を継続するという生徒等が第1期の卒業生で出てきております。それぞれ近くの熊本大学等とも連携しながら、なかなか高校ではできないような学びを、関係機関の協力をいただいて、その中で進学等の実績にもつながっているというふうに報告を受けています。

また、水俣高校では、水俣市の御支援もいただきながら、本当に多くのところへ海外の研修等に行っているところでございます。昨年は、水俣条約の発効に伴いますジュネーブでの国際会議で、水俣高校の生徒が英語で演説をするというふうなことで、非常にこれはマスコミ等でも大きく取り上げていただきましたけれども、これは当該生徒だけじゃなくて、ほかの水俣高校の子供たちにも自信につながったということを校長のほうから報告を受けているところでございます。

水俣高校、今度第3期に、3年目に入りますので、今後、その第1期から学んできた生徒等の進学等にもつながるというふうに期待しているところでございます。

以上でございます。

○吉永和世委員 すばらしい成果が上がっているというふうに聞いておりまして、何かその高校を目指す子供たちも出てきているとい

うことなので、しっかりまた今後も頑張っていて、特に水俣高校、数が少ないところなので、しっかりとその成果も情報発信していただいて、より多くの生徒が集まるようにしていただければと思いますので、よろしくをお願いします。

○小早川宗弘委員 ちょっと担当課が人権同和か、社会教育課か、あるいは義務教育課か、高校教育課かちょっとわかりませんが、今月の3月7日付で、文科大臣並びに拉致担当大臣から、北朝鮮の拉致問題に対しての取り組みを学校現場でもいろいろ加速させてほしいというか、充実させてほしいというふうな通知が出ているかと思います。

具体的には、横田めぐみさんのことを題材にしたアニメの「めぐみ」の上演とか、あるいは北朝鮮人権問題啓発週間での作文コンクールへの参加とか、学校現場でもそういう材料を生かしてほしいというか、利活用してほしいとの通知でありますけれども、これについて、県教育委員会の今年度の取り組み、この資料にはちょっと載っておりませんでしたけれども、今年度の取り組みについてちょっとお話をいただければなというふうに思います。

○徳永人権同和教育課長 本年度、12月に拉致問題の熊本県のそれがあまして、それについて、こちらのほうから、熊本県の取り組みといたしますか、教育委員会の取り組みについて御説明をしました。

熊本県の教育委員会のほうからは、「めぐみ」を使った授業の指導案とか、そういうのをホームページあたりにアップしまして、学校のほうで使えるようにしております。

実際、こちらのほうで、その人権教育の推進調査を毎年行っておりますけれども、その中でも、これはいろいろ人権課題ありますので、全ての学校が今できているという、今年

度取り組んだという状況ではありませんけれども、その中で、アニメの「めぐみ」につきましては取り組んでいる学校があります。

以前、全ての学校に配付しましたときは、全ての学校でそれを見られているという状況があります。

以上です。

○小早川宗弘委員 こういう通達というか、通知が来たというふうなことで、依頼文ですけども、ぜひ、この拉致問題は、私たち日本人にとってあるいは地域にとっては、特に熊本県にとっては、松木薫さんという方が実際拉致被害に遭っているというふうな状況でありますので、非常に身近な問題だというふうに思いますので、これは極力風化させないということ、そして、やっぱり子供たちにもそういう意識を、こういう事件が起こっているんだということを認識を高めるためにも、積極的な取り組みを全学校、できればそういう全学校において、そういう取り組みを充実させていただきたいと思います。

以上です。

○浦田祐三子委員長 私からも補足をさせていただきたいと思いますが、今小早川委員からお話があったとおり、やっぱり国においても最重要課題ということで、今拉致問題の解決に向けて取り組みがなされております。

アニメの「めぐみ」のほうですね、映画じゃなくて。

○小早川宗弘委員 はい。

○浦田祐三子委員長 子供たちが理解するに当たって、非常に理解しやすいというか、わかりやすい内容であるかなというふうに思いますので、ぜひとも今後も引き続きしっかりと活用していただきますように、お願いをさ

せていただきたいと思います。

ほかにございませんか。

○磯田毅委員 19ページの高校教育課の保健体育総務費、学校保健給食振興費というのが、定時制高等学校の夜食というのが、少し昨年よりも——多分、昨年余ったつかなという中で、ことしは少し上げてあるのは、この1食当たりの経費というのは上げてあるんですか、それとも数がふえたんですかね。

○牛田高校教育課長 高校教育課でございます。

1食当たりの単価は、さらに前年度に上げてまして、次年度につきましても同じ単価でございます。ただ、見込みということで、対象になる生徒の数がわかりませんので、そういう中で在籍者の数等もほぼ今横ばいで来ていますので、そういうことを勘案して予算は計上させていただいているということで、単価は同じでございます。

○磯田毅委員 たしか90何円かだったと思いますがけれども、これは要望ですけれども、再来年に向けては、やっぱりこの90何円の給食費というのは、義務制でないので仕方ない面もあるかもしれませんが、やはり背景を考えると、やはりちょっと私は少ないなということですので、ぜひ検討をお願いしたいと思います。

○浦田祐三子委員長 要望でよろしいですか。

○磯田毅委員 はい。

○浦田祐三子委員長 97円でどのぐらいの……（発言する者あり）夜食ですかね。

○牛田高校教育課長 約94円でございますけ

れども、基本的には補食ということで、仕事等を持っておる生徒さんが対象なんですけれども、仕事が終わって来て、授業までの間に基本的にはパンと牛乳というイメージで、授業の間をつなぐというところがございます。

ただ、非常に生徒の数等が多い、例えば湧心館高校等は、それに自己負担を加えることによって、いわゆる通常の給食で対応しているところがございます。

○浦田祐三子委員長 わかりました。

ほかにございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○浦田祐三子委員長 なければ、これで教育委員会に係る質疑を終了いたします。

ただいまから、本委員会に付託されました議案第45号、第49号、第53号、第97号から第101号まで及び第109号について、一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○浦田祐三子委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第45号外8件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○浦田祐三子委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第45号外8件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○浦田祐三子委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申し出が2件あっております。

まず、報告について執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。

担当課長から説明をお願いします。

○川辺生活環境課長 生活環境課でございます。

熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

資料は、総務常任委員会で審議される条例関係説明資料の1ページでございます。よろしくをお願いします。

今回の改正は、本年1月26日に、地方公共団体の手数料の標準に関する政令が一部改正されたことに伴い、熊本県手数料条例を改正するものであります。

生活安全関係では、風俗営業関係、火薬類取締法関係、質屋営業法関係など、7業種で12項目が改正されておりますが、詳細は、資料2(1)の手数料を改正するものとおりであります。

今回の改正は、手数料額の改定ですので、熊本県収入証紙条例の改正は不要となります。

なお、施行日につきましては、関係法令の施行日に合わせまして、本年4月1日からとしております。

以上で説明を終わります。

○奥田交通部長 引き続き、交通部から、熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について御説明をいたします。

同じ、総務常任委員会で審議される条例関係説明資料の3ページをごらんください。

交通部関係の主な改正点は、次の3点になります。資料の項目2、制定(改定)の要点をごらんください。

1点目は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴う改定についてです。

警察関係では、駐車監視員資格者証の再交

付、自動車運転代行業の認定審査、自動車運転代行業の認定証の再交付に係る手数料が改定されます。

2点目は、道路交通法施行令の一部改正に伴う改定についてですが、こちらは運転免許関係手数料の改定が主になります。

運転免許関係手数料の改正点は、主に大型、中型、準中型の免許の一般試験、認知機能検査、運転経歴証明書の交付などに係る手数料が改定されます。

改定される手数料の額については、お配りしている資料をごらんください。

今回は、既存手数料の改定のみであり、新設する手数料はありません。

3点目は、自動車保管場所証明電子化システムの運用開始に伴い、熊本県手数料条例の一部を改正するものです。

自動車保管場所証明電子化システムは、自動車保有関係手続のワンストップサービスシステムのうち、熊本県警察が所管するシステムです。

自動車保有関係手続のワンストップサービスシステムは、自動車を保有する際に、必要な手続である自動車保管場所証明や自動車登録などの手続を、オンラインを利用して一括して行うことができるシステムであり、熊本県では、熊本運輸支局、県税務課、熊本県警察がそれぞれシステム整備を行い、運用を開始するものです。

現行の条例では、自動車保管場所証明申請手数料については、従来の書面による申請等にのみ対応した規定になっていることから、オンラインによる申請にも対応できるように改正を行うものです。

また、自動車保管場所標章交付手数料の納付時期についても、システムの性質上、書面の取り扱いと異なり、申請時に徴収する必要があることから、規定の整備を行うものです。

施行日につきましては、関係法令の施行日

に合わせ、平成30年4月1日からとじていますが、自動車保管場所証明電子化システムに係る部分につきましては、平成30年7月2日からの施行を予定しています。

以上でございます。

○藤田特別支援教育課長 特別支援教育課でございます。

お手元の報告資料をお願いいたします。

東部支援学校、仮称でございますが、整備事業の進捗状況について御報告申し上げます。

1番に、東部支援学校の概要を示しております。

整備の目的は、知的障害特別支援学校高等部への入学希望者が増加しておりますので、新たな特別支援学校を整備するものでございます。

開校は、平成31年4月を予定しており、学級数は、高等部普通科27学級で、約200人の受け入れ希望を想定しております。

場所につきましては、熊本市東区東町3丁目、熊本聾学校の中の運動場北側に整備を予定しているところでございます。

2に、当初の工事スケジュールを示しております。

平成31年度の開校に向けまして、平成30年3月から校舎工事に着工し、平成31年2月末に竣工する計画で事業を進めようとしていたところですが、校舎工事の入札の結果、不調、不落が続いている状況でございます。

3番に、入札状況を表にまとめております。

工事に関する事務につきましては、土木部のほうで行っていただいておりますけれども、昨年11月の初回入札以来、合計4回の入札を行いました。

表中ほどに示しておりますけれども、参加条件を緩和したり、対象を県外に広げたりするなどの見直しを行ってまいりましたが、2月15

日開札分でも不落が発生したところでございます。

4の不調、不落の主な原因についてでございますが、土木部におかれて、応札業者からヒアリングを行い、県の予定価格と業者側の積算に開きがありますので、その主な原因を分析された結果、次のとおりと考えられます。

1点目は、主に躯体工事等において、市場単価と実勢単価との乖離、2点目は、工期が長期となるため、資材や労務費の変動が不透明であることでございます。

5番の今後の対応ですが、特別支援学校は児童生徒数が増加しているため、教室不足や過密・狭隘化が深刻化しております。そのため、一日も早く教育環境を整備する必要がありますので、できるだけ早期に工事に着手できるように、土木部と協力して方策を検討しているところでございます。

また、開校時に校舎の竣工が間に合わないことも想定されますが、高等部入学希望者の受け入れと過密化対策が必要でございますので、隣接する盲学校と熊本聾学校の一部を仮教室として確保し、予定どおり、平成31年4月に開校したいと考えているところでございます。

報告は以上でございます。よろしく願いいたします。

○浦田祐三子委員長 報告が終了いたしましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑はございませんでしょうか。

○吉永和世委員 東部支援学校の整備事業について質問させていただきます。

今の現状はよくわかりました。今方策を検討しているというふうに御説明いただきましたけれども、具体的にどのようなことを検討していらっしゃるのか、お聞かせいただきたいと思ひます。

○藤田特別支援教育課長 特別支援教育課でございます。

不調、不落の原因が、今述べましたとおり、価格の件と、それとあと工期の件の2点かと思っております。この原因に対応すべく、土木部に今のところ検討を依頼しておるところでございますけれども、予定価格の引き上げがどのあたりまで可能なかあるいは工期がどの程度まで延長が可能なか、そういったところを詳細を検討していただいているところでございます。

早期に着工できるように、土木部ともできるだけともに努力をしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○吉永和世委員 わかりました。

このまま手をこまねいていても、契約締結もできないし、着工もできないというふうに思います。今労務費も高騰しているし、建築資材も高騰している、あわせて人手不足ということで、状況は今後さらに厳しくなっていくんだろうというふうに思いますので、ここまで事態が逼迫している以上は、法的に可能な範囲で予定価格を引き上げることも検討していただきたいというふうに思います。その上で、一日も早い契約締結、そして着工のために、ぜひ、債務負担行為の設定や契約締結については、専決での対応も含めて、あらゆる方策を講じていただきたいというふうに、強く要望させていただきたいと思っております。

以上です。

○浦田祐三子委員長 ほかにございませんか。ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○浦田祐三子委員長 なければ、これで報告に対する質疑を終了します。

ここで、私のほうから、12月の委員会にお

いて取りまとめを御一任いただきました、平成29年度教育警察常任委員会における取り組みの成果について、お手元に配付のとおり、案を作成いたしましたので、御説明します。

この常任委員会における取り組みの成果は、今年度の当委員会の中で、委員から提起された要望、提案等の中から、取り組みが進んだ主な項目を取り上げ、3月末までに県議会のホームページで公表するものです。

項目の選定等について、副委員長及び執行部とで協議をし、当委員会としては、項目の取り組みを挙げた案を作成いたしました。

ここに上げた項目は、いずれも委員から提起された要望、提案等により、取り組みが進んだあるいは課題解決に向けての検討や調査が動き出したようなものを選定いたしております。

もちろん、この項目以外の提起された課題や要望等につきましても、執行部で調査、検討等をおこなわれますが、これらの項目を特に具体的な取り組みが進んでいることとして取り上げました。

それでは、この案につきまして何か御意見等はございませんでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○浦田祐三子委員長 では、この案でホームページへ掲載をしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

なお、文言の整理、修正があった場合は、委員長一任ということでよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○浦田祐三子委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

ほかにはありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○浦田祐三子委員長 それでは、以上で本日の議題は全て終了いたしました。

これもちまして第7回教育警察常任委員会を閉会いたします。

午後0時30分開会

○浦田祐三子委員長 本年度最後の委員会でございますので、一言御挨拶を申し上げます。

この1年間、高木副委員長を初め、委員各位の御協力をいただきながら委員会の活動を進めてまいりましたが、委員各位におかれましては、県政の抱える重要な諸問題につきまして、終始、熱心な御審議を賜りまして、まことにありがとうございました。

そしてまた、宮尾教育長、村田警察本部長を初め執行部の皆様におかれましても、常に真摯かつ丁寧な説明と御答弁をいただきまして、心から厚く御礼を申し上げたいと思います。

また、この3月をもって御勇退をされます皆様方におかれましては、長い間、県政に携わっていただきまして、本当に県の発展のために御尽力をいただきましたことを、改めて敬意を表したいというふうに思います。本当にお疲れさまでございました。今後とも県政発展のために、変わらぬお力添えをいただきますように、よろしく願い申し上げます。

最後になりましたが、委員各位並びに執行部の皆様方の今後ますますの御健勝と御活躍を御祈念申し上げまして、簡単ではございますが、御挨拶とさせていただきます。

1年間、大変お世話になりました。（拍手）

副委員長からも一言御挨拶をお願いいたします。

○高木健次副委員長 それでは、私のほうからも一言御挨拶を申し上げたいと思います。

この1年間、浦田委員長のもとで委員会運営に努めてまいりましたが、委員各位には、大変御指導、御鞭撻をいただき、ありがとうございました。

また、執行部におかれましても、本当に真摯な対応をいただきまして、心から感謝を申

上げたいというふうに思います。

まだ本県は地震途中で、まだまだ復旧、復興に時間がかかっておりますけれども、これからも皆さん方の御尽力によりまして、熊本県が一日でも早く復旧、復興が進みまして、これからの熊本県政の推進、発展ができることを心から御祈念申し上げまして、最後の御挨拶にかえさせていただきたいと思います。

大変お世話になりました。（拍手）

○浦田祐三子委員長 最後に、先ほどお話しいたしました、今年度執行部で勇退をされます方が5名いらっしゃいます。よければ、お一人ずつ、一言ずつ御挨拶をいただければというふうに思います。

まず、警察本部のほうから、吉長刑事部長。

（刑事部長、交通部長、警備部長、参事官兼交通企画課長、社会教育課長の順に退任挨拶）

○浦田祐三子委員長 ありがとうございます。

以上で委員会を終了したいと思います。本当にお疲れさまでございました。

午後0時35分

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

教育警察常任委員会委員長